

一般財団法人日本看護学教育評価機構

適合認定証・認定マークの使用に関する規程

2019年12月6日

規程第15号

改正 2022年12月9日 規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下「機構」という。）における「日本看護学教育評価 適合認定証・認定マーク」（以下「適合認定証・認定マーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適合認定証・認定マークの意義)

第2条 適合認定証・認定マークは、機構が定める「日本看護学教育評価 評価基準」に基づき評価を実施し、「適合」の総合判定を受けた大学に交付されるものであり、当該大学の看護学教育プログラムの質を保証し、社会に示すものである。

(適合認定証・認定マークの交付)

第3条 機構は、認定期間が明記された適合認定証・認定マークを当該大学に交付する。

(適合認定証・認定マークの使用)

第4条 適合認定証・認定マークは、第3条に示す認定期間内および下記に該当する範囲で使用を許可するものとする。

- (1) 大学のパンフレットなど広報活動用媒体
 - (2) 大学が開設している Web サイト
 - (3) 看板、ポスター、広告など大学が出稿主である PR 媒体
 - (4) 大学の名称が記載されている封筒や用紙類
 - (5) 大学に従事する者が業務範囲で使用する名刺や名札
- 2 大学は、看護学教育評価実施規則第14条に基づき認定の取り消しとなった場合は、適合認定証・認定マークの使用を直ちに中止しなければならない。
- 3 機構代表理事は、第1項および第2項の定めが遵守されない場合は、当該大学に使用の中止を求めることができる。
- 4 大学は、認定マークの使用に際して、別紙「認定マークの使用に関する申し合わせ」を遵守しなければならない。

(認定マークのデザイン)

第5条 認定マークのデザインは、別紙「認定マークの使用に関する申し合わせ」のとおりとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2019年12月6日から施行する。
2. この規程は、2022年12月9日から施行する。

(別紙)

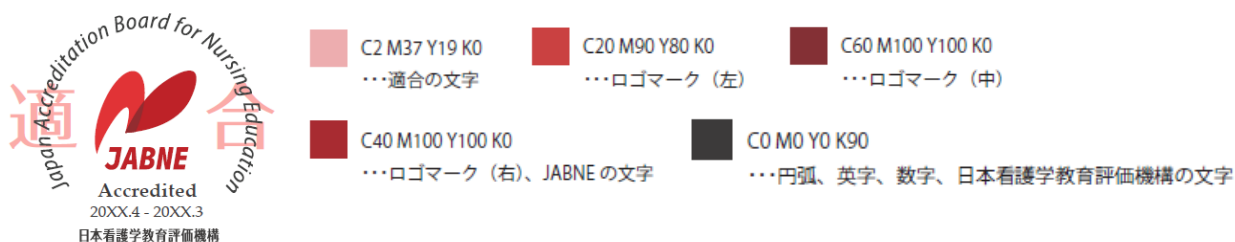
認定マークの使用に関する申し合わせ

<認定マーク>

※ 認定期間は、認定証に明記されたもの。



- (1) 認定マークを使用する場合は、所定の「JABNE 認定マーク使用申請書」により申請し、許諾番号を得てください。
- (2) 認定マークの画像データは、必ず機構から適合認定を受けた大学あてに送信される電子データを原データとして使用してください。
文字・記号の追加・削除は認められません。
- (3) 認定マークの部分使用は認められません。また、ぼかし・影付きなどの効果の追加も認められません。
- (4) カラーで使用する場合は指定通りとし、色の変更は認められません。また、単色で使用する場合は「黒色」とし、白黒の反転は認められません。
色指定は、以下の通りとする。



- (5) 以下の変更は認められません。
 - ① 枠を付ける。
 - ② 他のデザインの中に組み込む。
 - ③ 文字を重ねる。
- (6) 縦横比の変更は認められません。
適宜縮小・拡大することは可能とします。
- (7) 認定マークを Web サイト上で表示する場合は、可能な限り機構 Web サイトへのリンクを設定するようにご協力をお願いします。
<https://jabne.or.jp/>

- (8) 認定マークの使用に伴う費用は全て大学の負担となります。また、認定マークの使用により発生する問題については、大学の責任で対応してください。
- (9) 以上の内容を逸脱して使用した場合は、機構はその許可を取り消します。
- (10) 上記以外は、商標法その他の法令に準じます。